

# 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律 (平成25年法律第52号)の概要

総務省

- 人事院は平成24年8月8日、平成25年1月1日から55歳超職員の昇給抑制を実施することを国会及び内閣に対し勧告
- 政府は平成25年1月24日、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、直近の昇給日である平成26年1月1日から人事院勧告どおり昇給抑制を行う方針を閣議決定。同決定に基づく法案を国会に提出

## 法律概要

### 1 改正内容

55歳を超える職員の昇給について、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行い、標準の勤務成績では昇給停止

※ 月例給及びボーナスについては改定なし

### 2 施行期日

平成26年1月1日(直近の昇給日である同日から実施)